

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	神川町 介護保険システム

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神川町は、介護保険関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

神川町長

## 公表日

令和2年4月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法に基づき、神川町に住所を有する65歳以上の者(第一号被保険者)及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者(第二号被保険者)を被保険者として介護保険事業を運営している。</li> <li>・特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。</li> <li>①資格取得、資格喪失等異動に関する事務</li> <li>②被保険者の要介護又は要支援認定等に関する事務</li> <li>③保険料の賦課徴収等に関する事務</li> <li>④保険給付に関する事務</li> </ul> なお、これらの事務に際して番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一(68の項)</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、47条) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2(93、94の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第46、47条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険健康課、税務課
②所属長の役職名	保険健康課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法に基づき、神川町に住所を有する65歳以上の者(第一号被保険者)及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者(第二号被保険者)を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課徴収 ③保険給付 なお、これらの事務に際して番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・介護保険法に基づき、神川町に住所を有する65歳以上の者(第一号被保険者)及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者(第二号被保険者)を被保険者として介護保険事業を運営している。 ・特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失等に関する事務 ②被保険者の要介護又は要支援認定等に関する事務 ③保険料の賦課徴収等に関する事務 ④保険給付に関する事務 なお、これらの事務に際して番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
平成29年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年7月1日	2.特定個人情報ファイル名		介護保険関係情報ファイル	事後	
平成29年7月1日	3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(68の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(68の項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
平成29年7月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、117の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、47条) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2(93、94の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第46、47条)	事後	
平成29年7月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険健康課長 山口国春、税務課長 新井美範	保険健康課長、税務課長	事後	
平成29年7月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
平成29年7月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
令和1年6月13日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月13日	IV リスク対策	-	全項目新規追加	事後	